

貨物概要

透明ポリエステルシートの裏面にホログラムの干渉縞を成型し、その成型面にアルミニウムを蒸着することにより、立体画像が見られるようになるシール。接着剤を塗布して剥離紙を貼りつけたもので、剥離紙をはがしてシールとして貼り付けて遊ぶことができる。

分類

関税率表第 3919.90 号（統計番号 3919.90-050）の接着性を有するポリエステルシート

分類理由

遊戯性があるものですが、関税率表解説第 95.03 項(D)(XX)には、同項に含まれる物品として「本質的に絵、がん具又は模型から成る本及びシート（いずれも、切り離して、組み立てるものに限る。）...」と規定されており、シールは、切り離して組み立てるものではないことから、第 95.03 項の「がん具」には分類されません。

したがって、接着性を有するへん平な形状のポリエステル製のシートとして上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）